

## 会 員 各 位

建設業労働災害防止協会  
広島県支部福山分会  
分会長 山崎育洋  
(公 印 省 略)

### 令和5年度会費算定基礎額の申告について(お願い)

謹啓、貴社(事業所)に於かれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より、建設業労働災害防止協会広島県支部福山分会の活動・業務運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、福山労働基準監督署へ提出の『令和3年度一括有期事業総括表』令和3年4月1日から令和4年3月31日までに基づき労働保険料額を申告された会員の方は、労働保険 概算・確定保険料 一般拠出金申告書[継続事業(一括有期事業を含む)](写し)、又は事務組合で申告された会員の方は労働保険料等納入通知書(写し)を添付の上、別紙の[自主申告書(一括有期事業)]の用紙に記入し自主申告を戴き、従来通りの算定方法(労災確定保険料額の1,000分の20・最高限度額200,000円迄)で、一括有期工事割会費として算定し、均等割会費とともに 令和5年5月初旬にご請求させて戴きます。

尚、令和3年度一括有期事業の労働保険料額を申告されなかった会員(元請をしていない)の方は、自主申告書の「2.算定期間内に元請をしていない」に○印をご記入の上、自主申告書のみをFAXしてください。均等割会費(15,000円)のみご請求させていただきます。

業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、令和4年9月30日(金)迄に郵送又はFAX (084 - 924 - 4331)にてご申告戴きますよう、宜しくお願い申し上げます。

又、令和4年4月1日～令和5年3月31日までに完工予定の請負金額 1億8千万円以上(税抜き)の単独有期事業(建設業労働災害防止協会の表彰選考対象となります)は、対象工事現場がある場合、建災防福山分会事務局までご連絡を戴くか建災防福山分会のホームページより単独有期事業用の申告用紙[令和4年度自主申告書(単独有期事業)]をダウンロードしていただき、随時自己申告戴きますようお願い申し上げます。ご申告戴いた後、従来通りの方法により算定し、後日ご請求させて戴きますのでよろしくお願い致します。

敬 具

※ご不明な点は、建災防福山分会事務局までお尋ね下さい。

〒720-0034 福山市若松町8-22

建設業労働災害防止協会 広島県支部 福山分会

TEL 084-924-4320 メール kensaibou-fukuyama@dolphin.ocn.ne.jp

ホームページ <https://jcosha-fukubun.org/member.html#sinkoku>



( )

1. 労働保険料額を福山労働基準監督署または事務組合に申告した(元請をした)


2. 算定期間内に元請をしていない

3. 労働保険料額の申告を福山以外の( )労働基準監督署に申告した

【お願い】「労働保険 概算・確定保険料一般拠出金申告書」  
又は「労働保険料等納入通知書」の写しを添付してください。